

短期集中特別訓練実施スケジュール

○2月中旬

- 交付要綱、事業実施要領策定（協会宛）
- 交付金交付
- 事業周知準備

○2月18日公示予定

- 訓練認定事務プロポーザル開始（公示）

公示期間 2週間

↓

3月3日〆切

3月4日選定委員提示

○3月5日

訓練認定事務委託選定委員会

委託先決定・委託事業契約締結

- 重点分野（清掃、警備、介護補助等）モデルカリキュラム策定

○3月中旬

- 訓練認定基準策定及び公表
- 周知広報開始
- 重点分野実施機関の個別開拓

○3月下旬

- 事業実施機関への説明会等の開催（中絶）

○3月末

- 訓練実施機関からの訓練認定申請書の受付開始

○5月

- 受講生募集開始

○6月中旬以降

- 訓練開始

短期集中特別訓練事業の実施(案)

1. 趣旨

○非正規労働者の中でも、就労意欲はあっても、現行の求職者支援訓練の内容では訓練受講が困難となっている者を対象。
○例えば、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで基本的能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)の受講をためらう者もいる。

したがって、よりチャレンジしやすい短期間の訓練メニューを提供し、訓練期間中の給付金(月10万円)の支給による生活支援をすると共に、ハローワークが中心となって就職支援等を実施することにより、ステップアップさせながら、就職へ再チャレンジを支援する事業を集中的に実施する。

2. 事業概要

- 雇用保険を受給することができない者のうち、短期間の訓練コースの受講が適当な者に対し、特別の訓練コースの受講と、訓練期間中の生活支援を実施。
- 受講者に対し、ハローワークが中心となって就職支援を実施。

【訓練のイメージ】

訓練内容： 実技に重点をおいたカリキュラム(座学、実習を含む)

訓練期間： 1～3か月

実施機関： 民間教育訓練機関

主な訓練コース例： ・ビルクリーニング、警備、介護補助などの実技に重点を置いた訓練。

・例えば、「介護職員基礎科(初級)」、「介護職員基礎科(中級)」といった段階的受講による実技習得が可能となる訓練。

3. 事業規模等

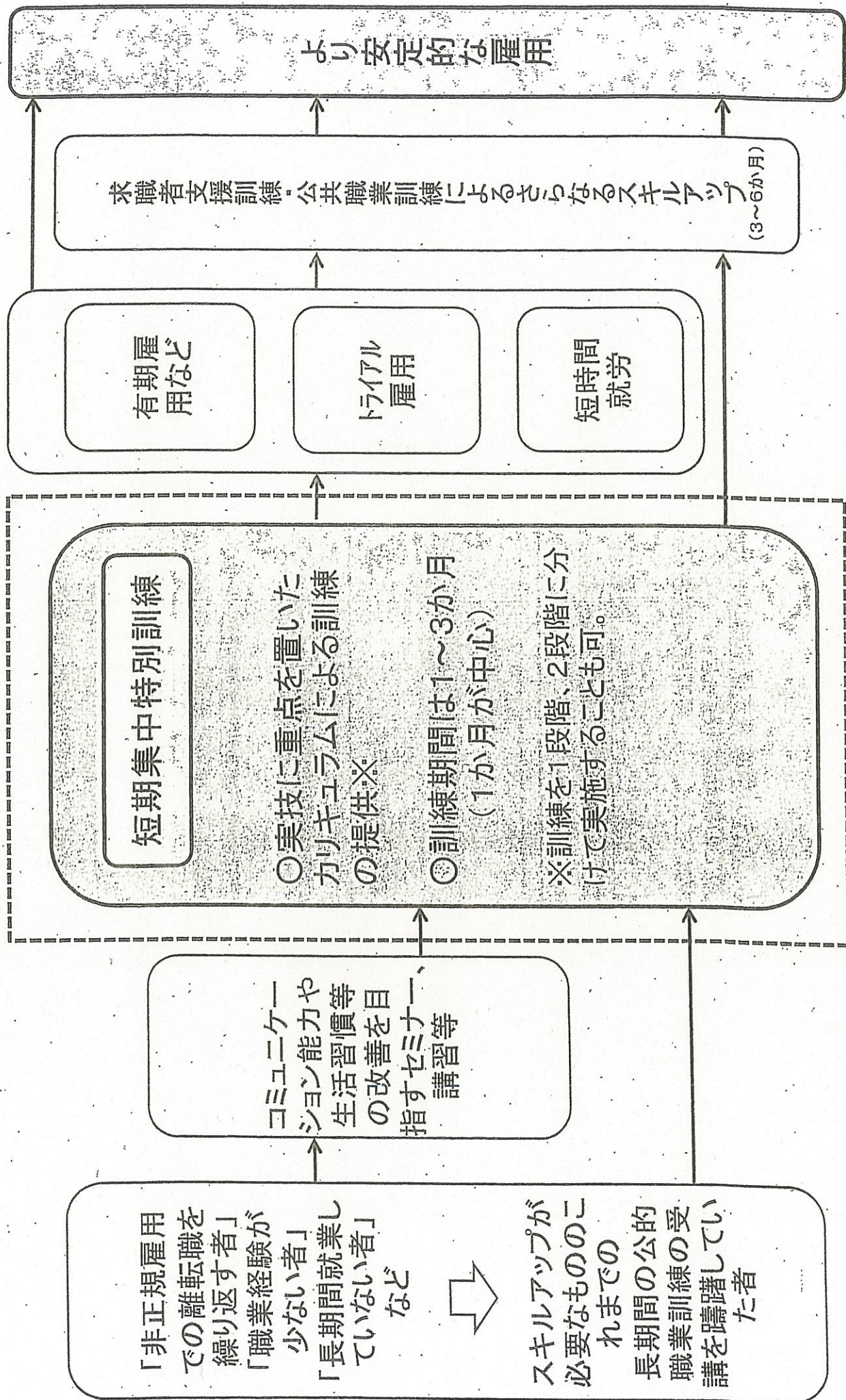
○予算額

平成25年度補正予算案において、緊急人材育成・就職支援基金(基金造成先: 中央職業能力開発協会)を拡充し、短期集中特別訓練事業の費用として、一般会計で149億円を計上。

○対象者: 約3.2万人

○事業期間: 補正予算成立後、平成26年度末まで

短期集中特別訓練を通じた就職実現のイメージ



短期集中特別訓練について(案)

1 訓練の概要

- 求職者支援訓練(3～6か月標準)の受講に踏み切れない人向けの特別の訓練として実施。
- 実技を中心とした1か月から3か月の短期間(1か月が中心)のものとし、段階的(1段階、2段階)なコース設定も可とする。

2 短期訓練の対象者

- 雇用保険を受給していない者

〈対象者のイメージ〉

- ・求職者支援訓練を案内したが、受講を継続する自身がないなどの理由から受講につながらなかった者
- ・長期間働いておらず、過去にも就業経験がほとんどない者
- ・アルバイト経験しかない、アルバイトも短期間で離職を繰り返している者
- ・求職者支援訓練を受講したが、体力的に継続できない又は訓練についていけないなどの理由から途中退校した者
- ・地方自治体との一体的実施施設利用者が就職のために訓練が必要と認められる者
- ・1年以内に市町村等が行う生活訓練等を受けたが、就職に至っていない者など。

3 訓練コースの認定

- 民間教育訓練機関等が、協会に訓練コースの認定を申請し、協会は認定基準に基づき認定(協会は、訓練の認定審査事務を委託することも可)。

4 訓練機関における就職支援

- 訓練実施期間中にジョブカードの活用によるキャリア・コンサルティングを行う。
- 訓練習得度の評価内容等の記載を行うとともに、今後の求職活動の方向性等について助言・指導を行う。

5 訓練機関に対する奨励金の支給

- 短期訓練を実施する訓練実施機関に対しては、奨励金を支給。
- 受講者1人あたり12万円/月。

給付金について(案)

1. 給付金の種類と額

短期訓練受講者に対し、訓練の受講を容易にするための生活支援として、訓練を受講している期間について給付金を支給する。

- 受講手当 : 月額10万円を支給
- 通所手当 : 訓練施設への通所のため、公共交通機関等を利用する者には、交通費(実費相当額)を支給

2. 支給要件

求職者支援制度を踏まえ、以下の要件を定める予定。

- 雇用保険の基本手当を受給していないこと
- 職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できる者でないこと
- 収入が8万円以下であること(本人収入要件)
- 世帯の収入が25万円以下であること(世帯収入要件)
- 世帯の金融資産が300万円以下であること(資産要件)
- 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと(土地・建物要件)
- 訓練の全ての実施日に受講していること(やむを得ない理由により出席しなかった実施日がある場合は8割以上)(出席要件)
- 過去3年以内に失業給付等(短期訓練の給付金を含む)の不正受給をしていないことなど。

3. 支給手続き

- 受講者は、訓練開始後、毎月1回の指定来所日にハローワークに来所して支給申請。
- ハローワークが支給要件に合致するか等について審査を行い、協会が支給・不支給の決定を行う。

4. 不正受給

- 不正受給となる場合
 - ・ 偽りその他不正の行為によって、給付金の支給を受け、又は受けようとした場合。
 - ・ 指定来所日に来所しない等の就職支援拒否を繰り返す場合。
- 不正受給への対処として、不正受給額の返還のほか、加算金等のペナルティ等を検討。

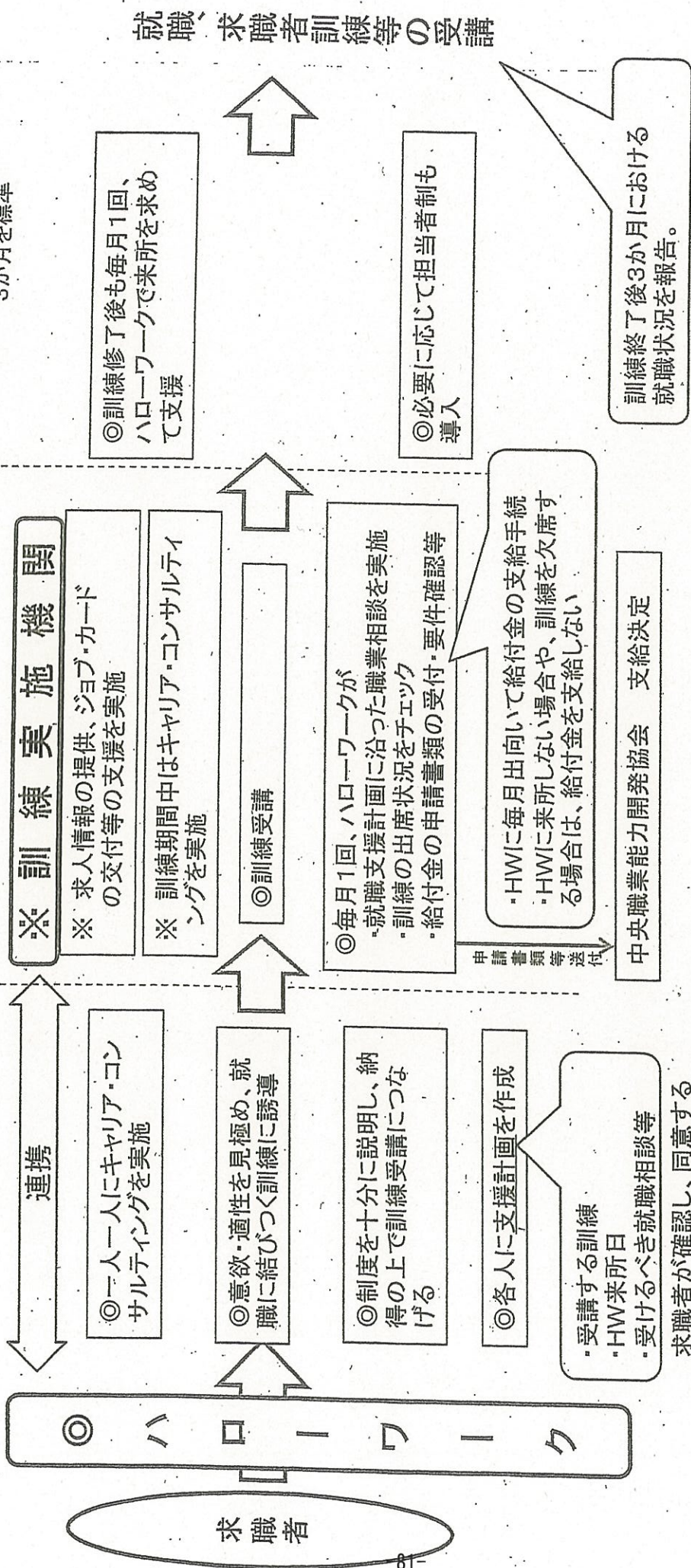
短期集中特別訓練事業における求職者に対する支援の流れ(案)

<訓練開始前>

<訓練中>

<訓練修了後>

3か月を標準



【受講手続き、支援等の概要】

- ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティング等を実施し、コース選定をした上で受講申込みを受付。
- 受講希望者は訓練機関に申込書を提出し、訓練機関の選考を受ける。
- ハローワークは、訓練実施機関による選考に合格した者に対し、受講のあっせんを行うとともに、就職支援計画を作成(支援期間は訓練終了後3か月)し、ハローワークが中心となって就職支援を実施(必要に応じ担当者制を活用)。
- 指定来所日において職業相談や給付金の申請書類の受付・要件確認等を実施
- 支援終了後(訓練終了後3か月後までの)就職状況を把握。

短期集中特別訓練事業のカリキュラムイメージ

ビル設備管理会社

ビル設備管理会社における補助的スタッフとしての就職を目指す

ビル設備管理基礎コース

ビル設備管理基礎コース（中級）

職務：設備管理

ビル設備（給排水・設備等）について、日常的な点検の他、排水溝の悪臭、警報発動防火シャッターの誤作動等の突発的なアクシデントに手際よく対応するための機械、電気等各種機器等の応用的な知識、技能、技術を習得する。

ビル設備管理基礎コース（初級）

職務：設備点検

ビル設備（給排水・設備等）について、日常点検及び定期点検を適切に行うための点検において異常を発見できる基礎的な知識、技能を習得する。

初級・中級コースについて、セットでの受講を可能とする。

介護施設

介護施設における補助的スタッフとしての就職を目指す

介護職員基礎コース

介護職員基礎コース（中級）

職務：施設・訪問介護

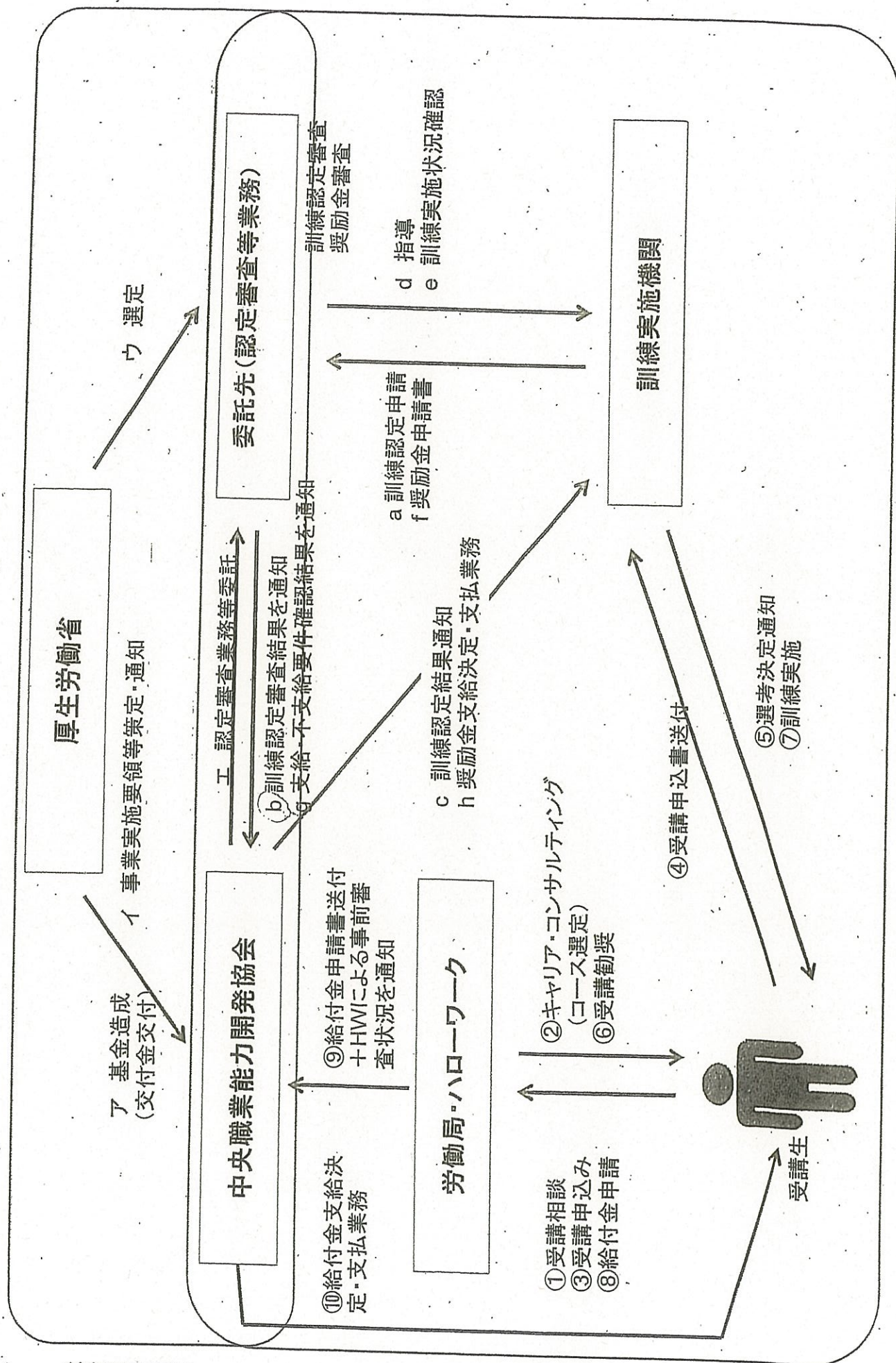
施設・訪問介護において、高齢者等の介助や生活支援をするため、認知症ケアや要介護等の知識を理解し、適切に対応できるための介護の基礎知識、技能・技術（介護職員初任者研修修了程度）を習得する。

介護職員基礎コース（初級）

職務：施設介護

施設介護において、有資格者の指示に基づき部分的介助をするため、車いすや杖等の様々な用具・機器の基本的使用方法や体位変換、食事、入浴、睡眠等のからだの仕組みの基本を理解し、介護の基礎知識、技能を習得する。

短期集中特別訓練 事業概要(未定稿)



短期訓練集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書（案）

1 件名

短期訓練集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務

2 事業実施期間

契約日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（平成 27 年 3 月 31 日までに開始された訓練）

3 事業の趣旨

現下の雇用情勢は、改善が進んでいるものの、引き続き非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。

このため、これらの課題に対するセーフティネットとして、職業訓練、再就職及び生活支援の総合的な事業である短期集中特別訓練関連業務（以下「短期訓練」という。）を実施する。

4 事業の概要

雇用保険を受給できない者のうち、短期間の訓練コースの受講が適切な者に対して、実技に重点を置いたカリキュラム（座学、実習を含む）の訓練メニューを提供し、訓練受講者の技能等をステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援するとともに、訓練期間中の給付金の支給による生活支援をする総合的な就職支援として事業を実施する。

- (1) 職業訓練の実施機関の開拓及び訓練設定等の援助
- (2) 民間訓練実施機関等が作成した訓練計画の認定
- (3) 求職者に対する上記(2)で認定された訓練計画に基づく訓練の受講勧奨
- (4) 短期訓練・生活支援給付金の支給
- (5) 短期訓練実施奨励金（以下「訓練奨励金」という。）の支給

5 短期集中特別訓練の概要

(1) 訓練対象者

訓練対象者は、原則として雇用保険を受給していない者であって以下の者とする。

- ① 求職者支援訓練を案内したが、受講を継続する自信がないなどの理由から受講につながらなかった者
- ② 仕事をする上での基本的能力が不足しているだけでなく、就労意欲はあっても長期間働いておらず、過去にも就業経験がほとんどない者
- ③ 非正規雇用での離転職を繰り返している者
- ④ 長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の

訓練（3～6か月程度が標準期間）にためらう者

- ⑤ 求職者支援訓練を受講したが体力的に継続できない又は訓練についていけないなどの理由から途中退校した者等積極的に受講勧奨をする必要がある者など。

(2) 訓練内容

上記5(1)の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。

また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような段階的な訓練コースの受講の設定も可能であること。

① 訓練時間及び訓練期間

訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。

訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1時間と算定して差し支えないこと。

また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が1か月100時間以上となること。

なお、初級コース及び中級コースを設定する場合の訓練期間は、それぞれのコースは1か月以上3か月未満であること。

② 訓練カリキュラム

短期訓練は上記5(1)の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。

具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は5割以上、学科は3割以内とすること。

また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、ただし設定する場合であっても、訓練全体の時間数のうち2割以内であること。

③ 実施場所

短期訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所であること。

ただし、職場見学、職場体験、企業実習等必要性を認められる場合については、この限りではない。

④ 施設設備

短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により訓練期間中は常に使用できる状態であること。

⑤ 定員

原則30人以内の受講者定員であること。

（3）訓練奨励金等の概要

短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。訓練奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月（以下「算定基礎月」という。）において、訓練に出席した受講者の数（安定所長の受講あっせんを受けた者に限る）に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。

6 委託業務の内容

事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を中央協会からの委託により実施する。

（1）短期訓練実施の支援

① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導

短期訓練の実施にあつては、訓練対象者が効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムを重点訓練分野を中心に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。

このため、特に上記5（1）の訓練対象者に効果的となる訓練分野（以下、「重点分野」という。）の業界団体等（※）へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。

また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等を必要に応じて開催すること。

※ ビルクリーニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等

② 実施機関の確保

ア 実施機関の開拓

平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、重点分野の団体及び実施機関等に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。

なお、実施機関の開拓に当たっては、以下のa～dを踏まえて行うこと。

- （ア）開拓にあたっては、重点分野を中心としつつ、各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募、就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。
- （イ）国が示す都道府県別の訓練計画件数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定するなど、計画的な開拓を行うこと。
- （ウ）可能な限り直接、実施機関等を訪問すること。
- （エ）訓練奨励金の説明を併せて行い、積極的な取組を促進すること。

イ 短期訓練コースの設定等に対する相談援助

- （ア）短期訓練の実施を希望する教育訓練機関等に対して、短期訓練モデルカリキュラムの説明・提供、及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。

と。

また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとにカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。

- (イ) 短期訓練コースの設定に当たっては、教育訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉、警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものとする。

また、以下のa～eの手法等を単独又は組み合わせて採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものとする。

- a 教育訓練施設の内外において教室、設備又は講師を確保した上で、職業訓練を実施するもの。
- b 教育訓練機関等に対して予めモデルカリキュラムを示し、教育訓練機関等において、これを踏まえ新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。
- c 教育訓練機関等が現在行っている内容の教育訓練について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業訓練を実施するもの。
- d 教育訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。
- e 教育訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。

④ 訓練計画の認定に係る事前審査等

ア 訓練計画の認定に係る事前審査

実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく中央協会に報告すること。

イ 就職実績低調な訓練コース等に対する措置

実施機関において実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。

なお、就職による中退者以外の中退者が他の実施機関に比べ著しく高くなった場合であって、当該実施機関がその後、同種の訓練コースの実施を予定しているときには、訓練修了率が向上するよう、訓練計画の見直し、就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させること。

⑤ 訓練情報の提供

については、受講対象者の条件（何をできる者を対象とするかの条件）、訓練により習得できる内容（できるようになる事柄の内容）、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の目途（受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等）などの情報を予め明示するため、一覧表等

に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。

⑥ 訓練実施状況等の確認・報告

ア 訓練実施状況の確認

訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。

なお、疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。

イ 就職状況等の確認・報告

訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という。）の訓練修了後3か月以内の就職状況（就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況）について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。

(2) 訓練実施機関におけるキャリア・コンサルティングの支援等

実施機関におけるキャリア・コンサルタント及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援アドバイザー（※）を採用すること。

能力開発支援アドバイザーは、実施機関に登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合には、当該実施機関と調整の上、能力開発支援アドバイザーを実施機関に派遣するほか、キャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を通じ受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。

なお、ハローワークにおいても、短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。

（※）能力開発支援アドバイザーは、可能な限り登録キャリア・コンサルタントであること。

(3) 短期訓練情報について、ハローワークと連携して求職者に示すこと。

(4) 訓練奨励金等に係る申請書等の受付・調査確認等

① 訓練奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等

実施機関から訓練奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無等を確認のうえ受付し、訓練受講者数、訓練実施状況の調査結果等に係る所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を中央協会に遅滞なく送付すること（訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに確実な方法により中央協会に送付すること）。

② 実施機関に対する指導等

上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、基金事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。

③ 不正行為に関する調査

訓練の実施及び奨励金の申請等に関して、不正行為が行われていないか、6(1)⑥により、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。

なお、当該調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を中央協会に報告すること。

(5) 積極的な周知広報

本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、新聞等のマスメディア、ホームページ等への広告掲載、中央協会から配布されたポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、訓練奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。

(6) 支援拠点となる都道府県支部の設置

上記6(1)～(4)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部（以下「支部」という。）が設置されていること。

また、各都道府県支部には、統括マネージャー、能力開発コーディネーターを配置すること。

支部の設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び職業能力開発支援アドバイザーの配置にあたっては、以下の①～②を踏まえ、設置及び配置すること。

① 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。

ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。

② 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。

③ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上、1日当たり概ね8時間以上とすること。

④ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。

⑤ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。

⑥ 上記6(2)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部

キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援アドバイザーを配置すること。

- ⑦ 上記5(2)及び(4)の委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有し、登録キャリア・コンサルタントの資格を有する職業能力開発支援アドバイザーを配置すること。

なお、センター毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。

6 事業委託予定額

2, 0 0 0, 0 3 5 千円 (消費税を含む)

7 留意事項等

- (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・ハローワーク)及び中央協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、中央協会に協議すること。

8 企画書作成上の留意点

企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。

- (1) 本業務の実施スケジュール
- (2) 本業務を実施するための実施手順、方法
- (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案
- (4) 本業務の効果を高めるために考えられること
- (5) トラブルへの対処手法

(取扱注意)

平成 26 年 2 月 18 日(火)

【非公式】短期集中特別訓練事業に係る業務打合せ

日時：平成 26 年 2 月 17 日

於：高度ポリ 502 会議室

出席者：厚生労働省（3 名）

能力開発課 企画官、課長補佐、係長

機構（10 名）

企画部 企画調整課長補佐

経理部 会計業務課長補佐

求職者支援訓練部 次長、課長、調査役、調査役、

訓練企画課長補佐、訓練認定課長補佐、（未出席）

専門役、

1. 企画官より全般説明

- ・ 今回の短期集中特別訓練は現行の求職者支援訓練でカバーが出来ない、より下層の方を対象としている。具体的には、3ヶ月の訓練期間について行くことが難しく、また現行訓練が IT 関係中心で、座学メインの訓練で能力的に厳しい方を対象に 1ヶ月程度の期間で実技中心（全体の 5 割以上）にて計画数 3.2 万人で考えている。
- ・ 仕上がり像については、メインでなくとも補助的スタッフとなり得るレベルを想定している。
- ・ 過去の基金訓練との違いについては、
 - ① 業務委託先は中央職業能力開発協会ではなく、厚生労働省が選定する。
 - ② 認定基準は中央職業能力開発協会ではなく、厚生労働省で作成する。
※作成に当たっては、機構に相談はさせていただく。
 - ③ 実施要領は本省で作成した上で、中央職業能力開発協会に通知する。
 - ④ 委託先が認定審査業務を行い、その結果一覧表を中央職業能力開発協会へ送付し、最終決定を行う
 - ⑤ 奨励金支給事務も同じ
 - ⑥ 不正調査も強化する。
- ・ スケジュールについては、今後、訓練実施の重点分野を決めて業界団体と個別に調整していく。実施が可能である業界へあたりをつけて、3 月から受付を開始したい。

2. 訓練長補佐より仕様書について説明

- ・ 明日以降 HP に公表する。
- ・ 3 月から受付を開始して、5 月から募集開始としたい。
- ・ 過去の基金訓練との違いについては、中央職業能力開発協会の関与が非常に弱いので委託先の事前審査を強化する。
- ・ 対象者は仕様書のとおり。
- ・ 訓練については「初級」「中級」とそれぞれ 1～3 ヶ月程度で設定し、初級を修了した後、中級の訓練へ連続受講を想定している。しかし、別の実施機関を跨いでの連続受講は想定していない。
- ・ 訓練実施場所については、常に同一でなくともいい。
- ・ 1 コースの定員については、対象訓練生は手がかかることが想定されるので 30 名以下で考えている。
- ・ 業界団体と事前にカリキュラムの相談が必要だと考えている。
- ・ 実施規模は 3.2 万人で一県あたり 1,000～200 名くらいを予定する。都道府県別に計画数を厚生労働省が示す予定。
- ・ 就職率が 30% 以下となった訓練実施機関は、現行の求職者支援訓練で認定を認めない予定。
- ・ キャリア・コンサルティングについて、訓練実施機関はこれまで実績のない機関が多くなると思うので、ノウハウや人材がいない。そのため外部から資源を活用するため委託先が有資格者を雇い、または育成して出向いての支援を行う。
- ・ 各県に統括マネージャー、能開コーディネーター、能開支援アドバイザーを設置する。
- ・ 不正監視については、求職者支援訓練と同様に抜き打ちでの訪問を行う。
- ・ 予定価格は約 20 億である。

3. 企画官より補足

- ・ 仕様書記載の「(2) 訓練内容②具体的には～」にある「学科は 3 割以内」の前に「学科を設定する場合であっても、学科は 3 割以内」に修正
- ・ 重点分野はビルクリーニング、警備、介護補助、調理補助（資料記載無し）である。
- ・ すでに業界団体の東京ビルメン、介護労働安定センター、企業ではアルソックと相談をしている。
- ・ 東京であれば連携してモデルカリキュラムが作成できていると思っている。そして地方の支部へ下ろして訓練を設定していきたい。

4 質疑 ○ 厚生労働省 ● 機構

- 機構にキャリアコンの有資格者はいるのか。
- いるが、求職者支援業務ではやっていない。アビリティ業務で行っている。
- 県庁所在地に支援拠点はああるのか。
- 13 施設ではない。
- 登録キャリアコンを機構がそろえるのは難しいが。
- 機構が人を雇えということか。
- そのとおり。
- 訓練実施機関の訓練に機構が参画するということは問題ないのか。
- キャリコンを行う人と、調査等事務を行う人が別であって牽制体制があれば問題ない。
- 地方でもキャリアコン講習は可能か。
- 機構では実施してなく、LECなどが実施している。
- キャリコンの支援は是非ともお願いしたい。
- 謝金の単価を引き上げれば可能性はある。
- 労働局と取り合いになる可能性もあるが、いいと思う。
- 現在、機構でキャリアコン業務は行っていないので、求職者支援訓練部では責任が負えない。
- キャリコン自体に責任・説明を負ってもらうものではない。
- キャリコン業務で訓練実施機関においてトラブルがあった際の責任の所在はどこになるのか。
- 一義的には委託先になるが、選定した厚生労働省及び中央職業能力開発協会も含めての相談となる。
- 各県別に訓練計画定員がを設定するが、これは地域別に労働局と調整を行っていく。各県別の上限は厚生労働省で設定するが、選定は求職者支援訓練の点数化のスキームで選定する。
重点分野から選定を行うが、定員が埋まらなかった場合、IT 関係も行うが、IT 関係だけでの実施は不可。
- 指導権限、不祥事の際、責任の所在はどこなのか。
- 指導権限というのはよく分からないが、委託先に問題があれば厚生労働省になる。
- 訓練実施機関の訓練に委託機関の機構が関与（キャリアコン）すること問題になると思う。
- 資源の活用という面からお願いしたい。
- 代理や上層部は、そこを不安であると思う。

○ 気になる点を挙げて質問いただければ回答する。

○ 暴力団排除の確認は労働局も一緒に行く。これは実施要領にも記載する。

○ 重点分野における訓練は、委託先が訓練実施機関を手伝ってあげないと難しい。

● 人が集まるか不安があり、訓練実施の調整だけして、人が集まってから認定して実施できないか。

○ タイミングで柔軟に対応になるが、出来ないと思う。

● 一者応札になることは問題にならないか。

○ 問題にならない。外部から問われた際は厚生労働省で説明する。

○ 出来ないところがあるのならば、言ってもらえれば対応する。

○ 企画書の説明会は26日に予定している。プレゼンは実施しない。プレスリリースは行わない。公示は明日18日昼くらいを予定している。

● 認定の結果通知は機構センターで行うと、文書の保存もセンターで行うのか。そうすると基金訓練時に購入できなかったロッカー等備品を用意する必要もあり、業務終了後も文書保存が必要となると精算時の会計処理に問題がある。

○ そのとおり。前回買えなかった備品は検討する。

● 3月からの受付開始とあるが、年度内に経費の実績も必要となるのか。

○ 業務実績だけで問題ない。

● 認定基準は機構と厚生労働省が直接調整するのか。

○ そうである。

● 人の配置について3月契約後に募集開始をした場合、実働は4月からとなる。

○ 了解した。

● 総括マネージャーは常勤か。

○ そうである。

● 今回の事業は一年限りか。

○ ここ限りだが、効果が上がれば今後は求職者支援訓練の中で恒久化したい。

短期集中特別訓練事業の実施

1. 趣旨

○非正規労働者の中でも、就労意欲はあっても、現行の求職者支援訓練の内容では訓練受講が困難となっている者を対象。
○例えば、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで基本的能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)の受講をためらう者もいる。

したがって、よりチャレンジしやすい短期間の訓練メニューを提供し、訓練期間中の給付金(月10万円)の支給による生活支援をすると共に、ハローワークが中心となって就職支援等を実施することにより、ステップアップさせながら、就職へ再チャレンジを支援する事業を集中的に実施する。

2. 事業概要

○雇用保険を受給することができない者のうち、短期間の訓練コースの受講が適当な者に対し、特別の訓練コースの受講と、訓練期間中の生活支援を実施。
○受講者に対し、ハローワークが中心となって就職支援を実施。

【訓練のイメージ】

訓練内容:	実技に重点をおいたカリキュラム(座学、実習を含む)
訓練期間:	1～3か月
実施機関:	民間教育訓練機関
主な訓練コース例:	・ビルクレリニング、警備、介護補助などの実技に重点を置いた訓練。 ・例えば、「介護職員基礎科(初級)」、「介護職員基礎科(中級)」といった段階的受講による実技習得が可能となる訓練。

3. 事業規模等

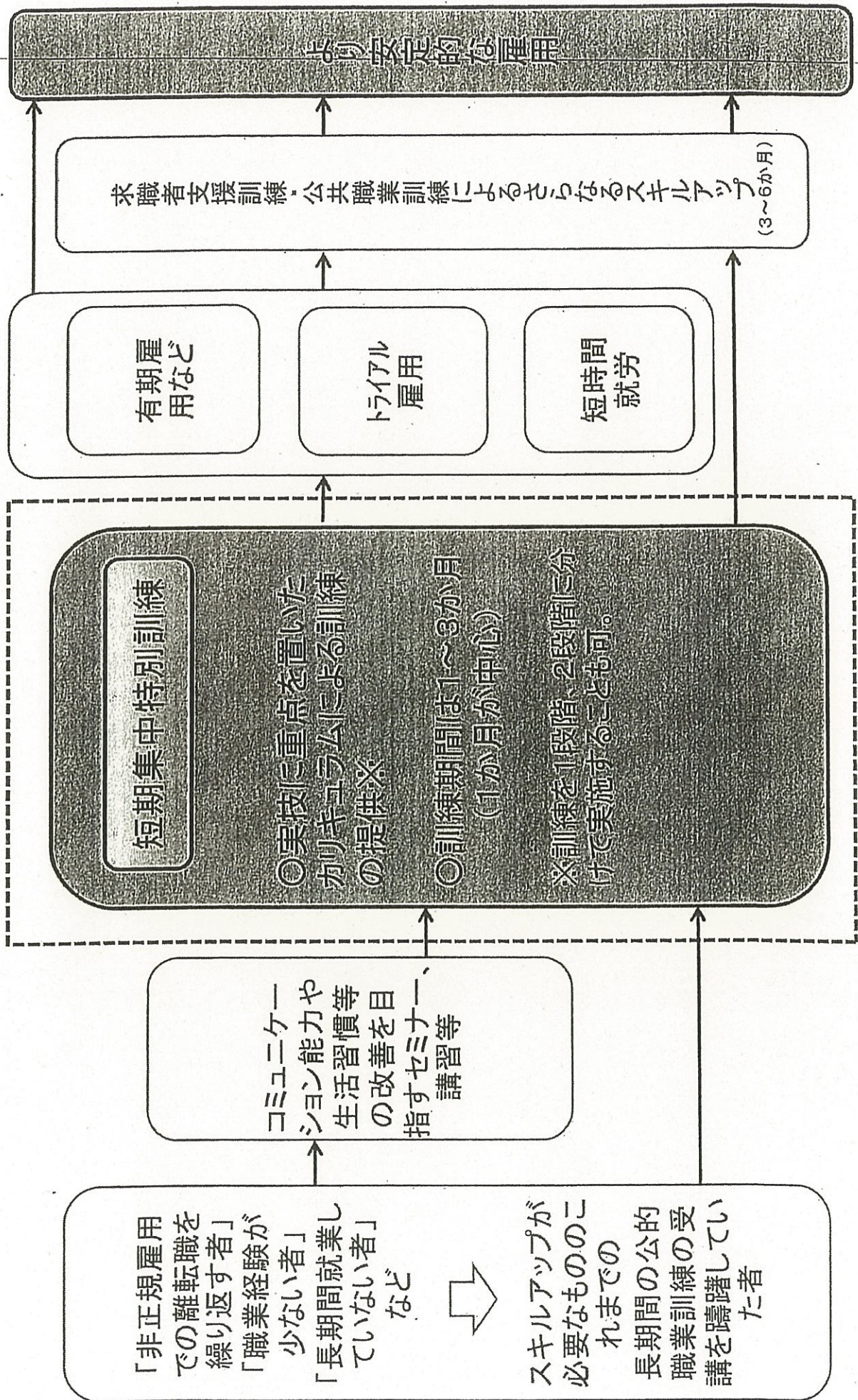
○予算額

平成25年度補正予算案において、緊急人材育成・就職支援基金(基金造成先:中央職業能力開発協会)を拡充し、短期集中特別訓練事業の費用として、一般会計で149億円を積み増し。

○対象者: 約3.2万人

○事業期間: 補正予算成立後、平成26年度末まで

短期集中特別訓練を通じた就職実現のイメージ



短期集中特別訓練について(案)

1. 訓練の概要

- 求職者支援訓練(3～6か月標準)の受講に踏み切れない人向けの特別の訓練として実施。
- 実技を中心とした1か月から3か月の短期間(1か月が中心)のものと、段階的(1段階、2段階)なコース設定も可とする。

2. 短期訓練の対象者

- 雇用保険を受給していない者
(対象者のイメージ)
 - ・ 求職者支援訓練を案内したが、受講を継続する自身がないなどの理由から受講につながらなかった者
 - ・ 長期間働いておらず、過去にも就業経験がほとんどない者
 - ・ アルバイト経験しかない、アルバイトも短期間で離職を繰り返している者
 - ・ 求職者支援訓練を受講したが、体力的に継続できない又は訓練についていけないなどの理由から途中退校した者
 - ・ 地方自治体との一体的実施施設利用者で就職のために訓練が必要と認められる者
 - ・ 1年以内に市町村等が行う生活訓練等を受けたが、就職に至っていない者など。

3. 訓練コースの認定

- 民間教育訓練機関等が、協会に訓練コースの認定を申請し、協会は認定基準に基づき認定(協会は、訓練の認定審査事務を委託することも可)。

4. 訓練機関における就職支援

- 訓練実施期間中にジョブカードの活用によるキャリア・コンサルティングを行う。
- 訓練習得度の評価内容等の記載を行うとともに、今後の求職活動の方向性等について助言・指導を行う。

5. 訓練機関に対する奨励金の支給

- 短期訓練を実施する訓練実施機関に対しては、奨励金を支給。
- 受講者1人あたり12万円/月。

給付金について(案)

1. 給付金の種類と額

短期訓練受講者に対し、訓練の受講を容易にするための生活支援として、訓練を受講している期間について給付金を支給する。

○受講手当：月額10万円を支給

○通所手当：訓練施設への通所のため、公共交通機関等を利用する者には、交通費(実費相当額)を支給

2. 支給要件

求職者支援制度を踏まえ、以下の要件を定める予定。

○雇用保険の基本手当を受給していないこと

○職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できる者でないこと

○収入が8万円以下であること(本人収入要件)

○世帯の収入が25万円以下であること(世帯収入要件)

○世帯の金融資産が300万円以下であること(資産要件)

○現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと(土地・建物要件)

○訓練の全ての実施日に受講していること(やむを得ない理由により出席しなかった実施日がある場合は8割以上)(出席要件)

○過去3年以内に失業給付等(短期訓練の給付金を含む)の不正受給をしていないことなど。

3. 支給手続き

○受講者は、訓練開始後、毎月1回の指定来所日にハローワークに来所して支給申請。

○ハローワークが支給要件に合致するか等について審査を行い、協会が支給・不支給の決定を行う。

4. 不正受給

○不正受給となる場合

・偽りその他不正の行為によって、給付金の支給を受け、又は受けようとした場合。

・指定来所日に来所しない等の就職支援拒否を繰り返す場合。

○不正受給への対処として、不正受給額の返還のほか、加算金等のペナルティ等を検討。

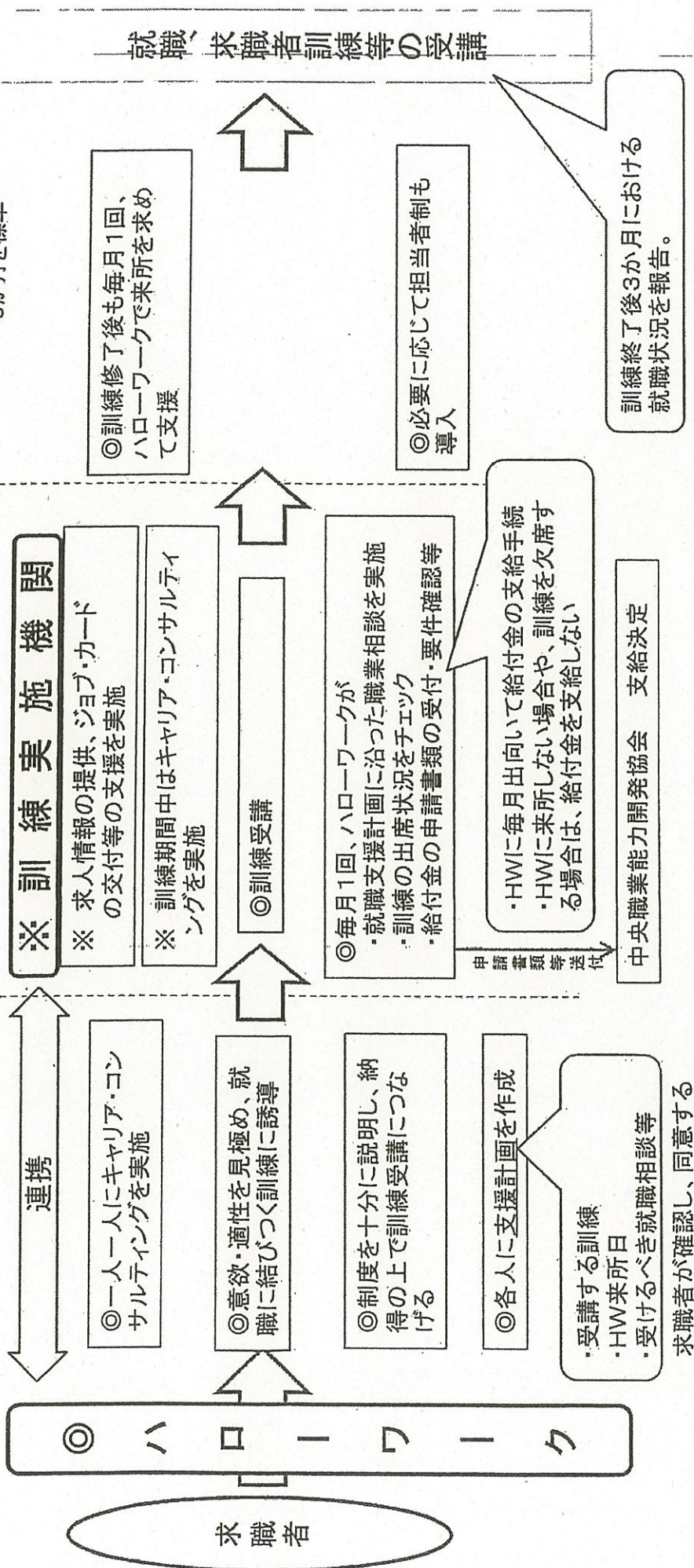
短期集中特別訓練事業における求職者に対する支援の流れ(案)

＜訓練開始前＞

＜訓練中＞

＜訓練修了後＞

3か月を標準



【受講手続き、支援等の概要】

- ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティング等を実施し、コース選定をした上で受講申込みを受付。
- 受講希望者は訓練機関に申込書を提出し、訓練機関の選考を受ける。
- ハローワークは、訓練実施機関による選考に合格した者に対し、受講のあっせんを行うとともに、就職支援計画を作成（支援期間は訓練終了後3か月）し、ハローワークが中心となって就職支援を実施（必要に応じ担当者制を活用）。
- 指定来所日において職業相談や給付金の申請書類の受付・要件確認等を実施
- 支援終了後（訓練終了後3か月後まで）の就職状況を把握。

短期集中特別訓練事業のカリキュラムイメージ

ビル設備管理会社等

ビル設備管理会社における補助的スタッフとしての就職を目指す

ビル設備管理基礎コース

ビル設備管理基礎コース（中級）

職務：設備管理

ビル設備（給排水・設備等）について、日常的な点検の他、排水溝の悪臭、警報発動防火シャッターの誤作動等の突発的なアクシデントに手際よく対応するための機械、電気等各種機器等の応用的な知識、技能・技術を習得する。

ビル設備管理基礎コース（初級）

職務：設備点検

ビル設備（給排水・設備等）について、日常点検及び定期点検を適切に行うための点検において異常を発見できる基礎的な知識、技能を習得する。

初級・中級コースについて、セットでの受講を可能とする。

介護施設・福祉サービス・介護施設等

介護施設における補助的スタッフとしての就職を目指す

介護職員基礎コース

介護職員基礎コース（中級）

職務：施設・訪問介護

施設・訪問介護において、高齢者等の介助や生活支援をするため、認知症ケアや要介護等の知識を理解し、適切に対応できるための介護の基礎知識、技能・技術（介護職員初任者研修修了程度）を習得する。

介護職員基礎コース（初級）

職務：施設介護

施設介護において、有資格者の指示に基づき部分的介助をするため、車いすや杖等の様々な用具・機器の基本的使用方法や体位変換、食事、入浴、睡眠等のからだの仕組みの基本を理解し、介護の基礎知識、技能を習得する。